

泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ. 運送、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第12、13項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合も、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当法人は変更補償金を支払いません。

(2)当法人が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当法人は、変更補償金を支払いません。

(3)当法人が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当法人に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当法人に返還しなければなりません。この場合、当法人は、同項の規定に基づき当法人が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺し、残額を支払います。

(4)当法人は、お客様が同意した場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の設備の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイムル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替え、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。		
注5:第4号又は第8号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。		
注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。		

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

通信契約による旅行契約は、当法人が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当法人が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

21. 個人情報の取扱いについて

(1)当法人は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当法人では、(1)当法人の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成、に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当法人は、当法人が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当法人内で利用させていただきます。

(3)当法人は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当法人の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乘される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行申込窓口営業所に出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい。)

22. その他

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担いただきます。

(2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

(4)現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当法人は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当法人の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一乗客が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当法人はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(8)当法人はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当法人が運送機関に運送委託手続を代行するものです。

23. 募集型企画旅行契約について

この条件書に定めない事項については標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

24. ご旅行条件の基礎

この旅行条件は、2021年4月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。